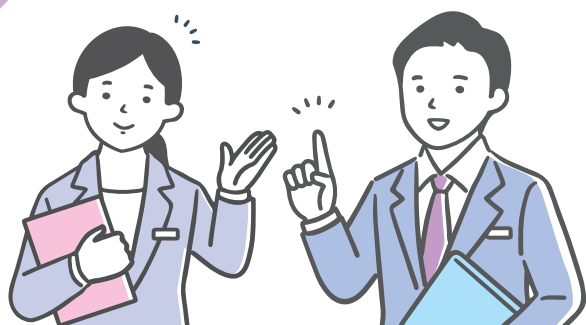




働く人と組織の健康を創る

産業保健看護 専門家制度

産業保健看護専門家制度とは

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度は、産業保健看護職の専門制度として以下の目的を果たすべく2015年に設立されました

設立の目的

産業保健の目的を達成するために産業保健チームの一員として、質の高い産業保健サービスを提供できるように、産業保健領域の保健師および看護師の実践能力の育成および質を担保する。

産業保健領域の保健師および看護師が、自律して継続的に自身の実践能力を高めていくための継続教育支援を行う。

公益社団法人 日本産業衛生学会
産業保健看護専門家制度委員会

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会 事務局
〒331-0815 埼玉県さいたま市北区大成町 4-523-3 佐藤企画内
Tel : 048-706-7196 Fax : 048-671-1796
E-mail : senmonkaseido@ab.auone-net.jp



産業保健看護専門家制度

～専門性を育み、社会への価値を高めるために～



千葉 敦子

産業保健看護専門家制度
委員会 委員長



中谷 淳子

日本産業衛生学会担当理事
産業保健看護専門家制度
委員会 前委員長



五十嵐 千代

日本産業衛生学会
産業保健看護部会
部会長 理事

産業保健看護専門家制度は、 専門性を育み、その価値を社会へつなぐ制度です

1. 本制度創設の背景

産業保健看護専門家制度は、産業保健看護職の専門性を体系的に育成し、その質を担保するとともに、社会から信頼される専門職を育成することを目的として創設されました。働く人々を取り巻く環境が大きく変化する中、産業保健看護職には、多様な働き方への対応、組織への提言、多職種との協働など、より高度で幅広い役割が期待されています。このような社会の要請に応えるためには、経験だけに依存するのではなく、専門性を継続的に高め、その質を客観的に示す仕組みが必要です。

本制度は、社会の変化に柔軟に対応し、専門職として自律的に成長し続ける産業保健看護職を支える制度として発展してきました。

2. 本制度の特徴

本制度は、産業保健看護職としての成長過程をラダーによって体系化し、それぞれの段階で求められる専門性を明確に示しています。本制度は、資格取得のみを目的とするものではなく、生涯にわたり専門性を高め続けるための仕組みです。

専門家として求められる能力は、「実践活動・実務経験」「継続教育」「研究」「学会活動」「社会貢献」の五つの柱によって構成されています。これらは相互に関連しながら専門性を育み、日々の実践を学びへ、学びを新たな実践へとつなげる継続的な成長を支えています。

一定の要件を満たした方には認定試験が実施され、合格者は「産業保健看護専門家（保健師）」「産業保健看護専門家（看護師）」として認定されます。この認定は、知識や技術に加え、実践力、研究的視点、継続的な自己研鑽、社会への貢献を含めた専門性を示すものです。

また、本制度では、研究活動を専門職としての実践を深化させる重要な学習過程と位置付けています。研究とは、日常業務から得られた実践を客観的に振り返り、根拠をもって整理・分析し、より質の高い支援へと発展させる営みです。その成果は、個々の実践力の向上だけでなく、産業保健看護に関する知見の蓄積と社会への還元にもつながります。

さらに、学会活動や社会貢献への参画は、専門職同士が知見を共有し、視野を広げ、新たな価値を生み出す機会となります。学びを受ける立場から、専門職として知識や経験を社会へ還元する立場へと成長していくことは、本制度が大切にしている理念の一つです。

本制度は、豊富な経験を有する産業保健看護職だけでなく、産業保健分野での実践を始めた方にとっても、自らの専門性を計画的に高めるための指針となります。経験年数にかかわらず、自ら学び、挑戦し続けようとする産業保健看護職の成長を支える制度です。

3. 今後の展望

産業保健看護職に求められる役割は、今後さらに広がることが予想されます。健康経営の推進、ICTの活用、多様な働き方への対応、データに基づく健康課題の分析など、新たな社会的課題に応える専門性が求められています。

本制度では、こうした変化を見据え、産業保健看護職に求められるコンピテンシーの継続的な見直しを行うとともに、継続教育、研究支援、学術活動を通じて、専門職としての質の向上を支援していきます。

また、産業保健看護職が実践を通じて培った知見を社会へ発信し、その専門性と役割が広く認知されることは、産業保健看護のさらなる発展につながります。

産業保健看護専門家制度は、専門性を育み、その価値を社会へつなぎ、働く人々の健康と持続可能な社会の実現に貢献していきます。

これからも産業保健看護職が社会から信頼させる専門職として成長し続けられるよう、本制度はその歩みを支え、未来へつないでいきます。

産業保健看護専門家制度の概要

登録者

産業保健看護活動の将来を担うための基盤となるものを形成する

産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な最小限の知識、技術、問題解決能力を有していると学会が認定

- ◇登録者認定試験を年1回実施
- ◇受験資格は保健師、第一種衛生管理者免許を保持する看護師であれば、だれでも受験可能
- ◇ただし、合格後の名簿登録の際には日本産業衛生学会の正会員である必要がある



専門家

個々の活動を充実させることで、産業保健看護活動の質を向上させる役割

産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な知識、技術、問題解決能力が一定水準にあると学会が認定

- ◇専門家認定試験を年1回実施
- ◇受験資格は委員会が認定した基礎研修の受講など既定の要件を満たしており、受験資格審査を合格したものが受験可能

上級専門家

産業保健看護活動の発展のため、産業保健看護活動を牽引していく役割

産業保健看護分野において卓越した判断力や複雑な状況に対応する能力があり、産業保健看護職全体の資質の向上に貢献する能力を有すると学会が認定

- ◇上級専門家認定審査を委員会にて随時実施
- ◇審査は専門家として登録後5年以降の実務経験もしくは実践活動があり、継続研修の受講など既定の要件を満たしているものが審査可能

新設

継続登録者

専門性を維持し、再挑戦につなぐ新たな資格（選択制）

登録者・専門家・上級専門家として資格更新までのタイミングで要件を満たせず、資格を更新できなかった方が、専門性を維持し、将来の復帰・昇格の機会をつなぐための資格



- ◇申請できる方：登録者として登録後10年経過した者。
専門家、上級専門家として登録後、希望者が申請できます。
- ◇申請の要件：継続研修を20単位以上取得していること（専門研修16単位、実地研修4単位）

★産業保健看護専門家（保健師）・産業保健看護専門家（看護師）制度 登録要件

- ・登録者、専門家、上級専門家、継続登録者は日本産業衛生学会に入会しており、学会員資格が継続していること（年会費の未納が無いこと）
- ・専門家、上級専門家は登録後5年ごとに更新が必要
- ・詳細はホームページをご参照ください



https://www.sanei.or.jp/hokenkango/about/examination_registration_tourokuyouken/index.html

